

第 1 1 回 飯豊町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和 3 年 5 月 2 5 日 (火) 午前 9 時 0 0 分開議
2. 開催場所 飯豊町役場 委員会室
3. 出席委員 (10 人)

1 番 鈴木 智	2 番 朝倉隆一郎	3 番 舟山 平次
4 番 手塚 房夫	5 番 木村 朝子	6 番 鈴木 寛幸
7 番 横澤 謙次	8 番 二瓶 幸浩	9 番 高橋 泰美
10 番 安部 数幸		
4. 欠席委員
5. 農業委員会事務局員 山口努事務局長 菅野邦彰局長補佐 佐藤克宣主事
6. 議事日程

- | | | |
|-------|-----------|-------------------------------|
| 日程第 1 | | 会議録署名委員の指名について |
| 日程第 2 | | 会期の決定について |
| 日程第 3 | 報告第 2 3 号 | 農地転用制限の例外の提出について |
| 日程第 4 | 報告第 2 4 号 | 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について |
| 日程第 5 | 報告第 2 5 号 | 農地法第 1 8 条の規定による報告について |
| 日程第 6 | 議案第 3 2 号 | 農地法第 3 条の規定による許可申請について |
| 日程第 7 | 議案第 3 3 号 | 農地法第 4 条の規定による許可申請について |
| 日程第 8 | 議案第 3 4 号 | 農地法第 5 条の規定による許可申請について |
| 日程第 9 | 議案第 3 5 号 | 飯豊町農用地利用集積計画の承認について |

議 長

今日は久しぶりの晴れですが、今までは東北地方も梅雨に入ったと思うような天気ではなかなか農作業も捗らなかった人もいると思うところであります。苗の伸び具合で進まなかった人、中途半端な人、まだ代掻きも半分という人もいます。今後の稲作が上手くいくことを期待したいと思うところでございます。

コロナウイルスに関するワクチン接種が身近なところでも始まりまして、介護施設、医療関係、身近なところでも、今度が2回目の人もいるという人も見受けられましたし、もう少しすれば、今まで通りの生活が出来ると思うところであります。

また、農業に関しては、政府与党が農地政策の方針ということで、農地中間管理事機構に一元化を視野にして、人・農地プランを来年に提案しようと、与党では決まったようであります。ただ、それに関連して、私たちの農業委員会の仕事も少しずつ変わってくると思うところであります。また、今月の初めくらいには、在庫米の米を一般倉庫から低温倉庫に移動するために、低温倉庫を探していると、全国版にありました。農業新聞に載っていましたが、転作の加速を進めたいということで、令和2年度は5万トン生産量を削減しなければ需要の安定を図ることが難しいなか、今年度の水稻の作付け面積は、前年比1.3万ha減であるので、主食用米から更なる転換となれば大変取り組みが必要であります。農業委員も、それに関して農地部分で国から示された部分で、新たな仕事が増える可能性がありますので、まずはみなさんと頑張っていきたいと思ったところでありました。

それでは、ただいまより第11回飯豊町農業委員会総会を開催致します。定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。日程第1「会議録署名委員の指名について」運営内規第8条の規定により、○番○○委員、○番○○委員を指名致します。日程第2「会期の決定について」をお諮りいたします。会期は本日1日限りとしたいと思いますが異議ございませんか。

委 員

全員異議なし。

議 長

異議なしと認め、本日1日限りといたします。それでは日程3報告第23号「農地転用制限の例外の届出について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

事 務 局

農地転用制限の例外の届出について説明させていただきます。

1 番	申請者	○○○	○○○
	申請地	小白川字上野 3756-1	
	地目地積	田1筆で2,596㎡の内27㎡	

飯豊町役場から南へ約1.2キロメートルの位置にある農地でございます。詳細な場所については、2ページ、3ページに位置図、配置図を添付しておりますのでご覧ください。地目、田、面積2,596㎡の内27㎡を農作業場及び休憩施設設置のために転用いたします。転用の時期ですが、令和3年4月13日より着手しまして、設置のみでありますので4月13日に完成する計画でありました。4ページにありますように4月16日、地元農業委員である二瓶幸浩氏と現地確認を行いました。200㎡未満の農業用施設の用に供する自己転用の場合は、農地法の許可は不要であります。あらかじめ届け出をいただきました。以上報告といたします。

議 長 報告でありますので、ご了承をお願い致します。続きまして、日程第4報告第24号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

事 務 局 農地法第3条の3第1項の規定による届出について報告いたします。なお、番号1から番号3までは、相続によるものでございます。

1 番	申 出 者	〇〇〇	〇〇〇
	届 出 地	小白川字観音前 1829-1 はじめ 3 筆	
	地目地積	田 3 筆で 3,571 ㎡	
2 番	申 出 者	〇〇〇	〇〇〇
	届 出 地	高橋字橋本七 913-1	
	地目地積	畑 1 筆で 62 ㎡	
3 番	申 出 者	〇〇〇	〇〇〇
	届 出 地	萩生字石箱道下 3665-1 はじめ 16 筆	
	地目地積	田 12 筆畑 4 筆で 42,533 ㎡	

以上でございます。

議 長 これも報告でありますので、ご了承をお願い致します。続きまして、日程5報告第25号「農地法第18条の規定による報告について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

事 務 局 農地法18条の規定による報告について説明させていただきます。

1 番	賃 貸 人	〇〇〇	〇〇〇
	賃 借 人	〇〇〇	〇〇〇
	申 請 地	萩生字岡南 4288 はじめ 2 筆	
	地目地積	田 2 筆で 11,372 ㎡	
2 番	賃 貸 人	〇〇〇	〇〇〇

	賃借人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	椿字下椿 3130-1	
	地目地積	田 1 筆で 905 m ²	
	3 番		
	賃貸人	〇〇〇	〇〇〇
	賃借人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	椿字下椿 3130-1	
	地目地積	田 1 筆で 905 m ²	
	賃貸人	〇〇〇	〇〇〇
	賃借人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	中字山崎 3295-1	
	地目地積	田 1 筆で 905 m ²	
	賃貸人	〇〇〇	〇〇〇
	賃借人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	中字山崎 3295-1	
	地目地積	田 1 筆で 905 m ²	

以上 5 件につきましてご報告いたします。

議長 これも報告でありますので、ご了承ください。続きまして、日程第 6 議案第 3 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

事務局 農地法第 3 条の規定による許可申請について説明致します。

1 番	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	萩生字岡南 4274-1 はじめ 2 筆	
	地目地積	田 2 筆で 4,661 m ²	
2 番	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	下屋地字原川添 487 はじめ 5 筆	
	地目地積	田 5 筆で 16,712 m ²	

以上でありますので、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

議長 ただ今、事務局の説明が終わりました。事務局の説明に関連して、当該委員の現地調査の結果及び補足説明をお願い致します。2 番朝倉隆一郎委員

〇〇委員 1 番の案件ですが、貸付人の〇〇〇のお父さん〇〇〇ですが、昨年お亡くなりにな

りまして、息子さんがなかなか農地を耕作することができないということで、借受人の〇〇〇が隣地で田んぼを作っている方しております。地域で一生懸命農業をやっておられる方でありますので、間違いないと思います。宜しくご承認お願い申し上げます。

議 長 それでは、2番の案件について、私の方から説明したいと思います。3条の更新でありまして、今までも適正に管理されておりますし、今後も何ら問題ないと思われま
すので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、当該委員の説明について、質問意見等ありましたらお願いいたします。格別ないようでしたら承認することに賛成する方の挙手を求めます。

委 員 全員挙手

議 長 挙手全員です。よって承認することに決定しました。続きまして、日程第7議案第
33号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

事 務 局 農地法第4条第1項の規定による許可申請について説明致します。今回は2件の申請
がありました。

1番	申請人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	萩生字東小山 1932-2	
	地目地積	田1筆で 1,248 m ²	
2番	申請人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	中字酒町西 904	
	地目地積	畑1筆で 543 m ²	

1番の案件の申請地は、飯豊町役場から北に約2.5キロメートル、吉祥寺南側の位置にある農地でございます。詳細な場所については、資料8ページの案内図をご確認ください。申請地については10ha以上の集団農地の広がりのある第1種農地でございます。続いて転用事由について説明させていただきます。資料9ページの土地利用計画図も一緒にご覧ください。転用事由は、墓参り時に町道樁中線に路上駐車が多く、かなり交通の妨げになっているということで、その土地を駐車場として利用したいという申請でございました。計画では駐車28台、その他通路として全面積利用します。工事着手は、許可後で、令和3年11月30日頃までに工事を完了する予定です。

補足説明を行います。事業費は合計8万円となっております。資金計画につきましては、すべて自己資金で賄う予定であり、残高証明にて確認をしております。取水

は行いません。汚水、生活雑排水についてはございません。雨水は地下浸透でございます。土地改良区との関係性でございますが、地区外であり白川土地改良区に確認をしております。そのほか協議事項などはありません。続いて被害防除計画について説明いたします。資料 12 ページをご覧ください。0.3mの盛度造成は行います。法面は植生で保護します。近傍農地への日照等の影響、農業用排水施設等に及ぼす影響はございません。以上の内容について、資料 12 ページのとおり、5月11日に地元農業委員の〇〇委員と現場確認を行っております。許可の基準ですが、第1種農地において土地周辺の地域において居住するものの日常生活上必要な施設で集落に接続して設置するものは許可ができるとされております。

続きまして、2番の案件について説明いたします。申請地は、飯豊町役場から北に約4キロメートル、日栄製作所北側の位置にある農地でございます。詳細な場所については資料 18 ページの案内図でご確認ください。申請地については10ha以上の集団農地の広がりのある第1種農地に区分されます。続いて転用事由について説明させていただきます。資料 20 ページの土地利用計画図も一緒にご覧ください。転用事由は、小屋、駐車場を設置するためですが、隣接する宅地に住宅を建設する計画があり、接道を設け全面積利用する計画であります。工事着手は、許可後で、令和3年11月30日頃までに工事を完了する予定でございます。資料 21 ページをご覧ください。補足説明を行います。事業費は土地造成費10万円、建築物200万円、その他40万円、合計250万円となっております。資金計画につきましてはすべて自己資金で賄う予定であり、残高証明にて確認をしております。取水はしない。汚水、生活雑排水については該当なし。雨水は地下浸透でございます。土地改良区との関係性ですが、地区外であり野川土地改良区に確認をしております。その他協議事項などはありません。続いて被害防除計画について説明いたします。資料 23 ページをご覧ください。0.3mの盛度造成を行います。法面は植生で保護します。近傍農地へは建物の高さを加減して、極力日照等の影響を与えない計画であり、農業用排水施設等に及ぼす影響はございません。以上の内容について、資料 24 ページのとおり、5月12日に地元農業委員の〇〇委員と現場確認を行っております。許可の基準ですが、第1種農地において土地周辺の地域において居住するものの日常生活上必要な施設で集落に接続して設置するものは許可ができるとされております。以上説明しましたので、よろしくご審議の上、許可下さいますようお願い致します。

議 長 　　ただ今、事務局の説明が終わりました。事務局の説明に関連して、当該委員の現地調査の結果及び補足説明をお願い致します。○番〇〇委員

〇〇委員 　　1番の案件であります。申請人の〇〇〇については、大変高齢になられて、農地は、この他にありますが、近隣の方に全部委託をされているようです。この農地については、水の弁も大変悪く、休耕地となっております。本人が草刈り等行い、保全管理を行っていたようです。その農地の向かい側に吉祥寺の墓地がありまして、

吉祥寺の境内にも駐車場がありますが、なかなか墓地と遠いということで、この細い道路と、椿中線の県道があるんですが、そこに法事や、お盆の頃は数珠つなぎになって、車が並ぶという危険な状態であります。そんなことを見るに見かねて、その土地を整備して、駐車場にしたいということでありましたので、よろしくご審議をお願いします。

議 長 他にございませんか。○番○○委員

○○委員 2番の案件ですが、○○○の宅地の西側にあつて、その西側が道路になっていると、北は木などおえていて、雑種地になっており、水路もなく、将来を見据えての計画のようですので、特に問題ないと判断しました。以上であります。

議 長 これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、当該委員の説明について、質問意見等ありましたらお願いいたします。格別ないようでしたら承認することに賛成する方の挙手を求めます。

委 員 全員挙手

議 長 挙手全員です。よつて承認することに決定しました。続きまして、日程第8議案第34号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

事 務 局 農地法第5条第1項の規定による許可申請について説明致します。

1 番	譲渡人	○○○	○○○
	譲受人	○○○	○○○
	申請地	萩生字石箱道下 3670-3	
	地目地積	田 1 筆で 892.00 m ² の内 154.88 m ²	

申請地は、飯豊町役場から北北東に約2.2キロメートル、第一小学校から西へ200mの位置にある農地でございます。詳細な場所については資料28ページの案内図でご確認ください。申請地については10ha以上の集団農地の広がりのある第1種農地に区分されます。続いて転用事由について説明させていただきます。資料30ページの土地利用計画図も一緒にご覧ください。転用事由は、携帯電話無線基地局の建設工事に伴う農地の一時利用でございます。工事着手は、許可後で、令和3年9月30日頃までに工事を完了する予定です。資料32ページをご覧ください。

補足説明を行います。事業費は合計30万円となっております。資金計画につきましてはすべて自己資金で賄う予定であり、残高証明にて確認をしております。実際の工事は数日で終わるため、土地の賃借料は発生しないことを地権者に確認しており

ます。取水は行いません。汚水、生活雑排水については該当ございません。雨水は地下浸透であります。土地改良区との関係性ですが、地区外であり白川土地改良区に確認しております。続いて被害防除計画について説明いたします。資料 32 ページをご覧ください。造成は行いません。近傍農地への日照等の影響ですが、携帯電話無線基地局についてはコンクリート柱ですので極力影響等はありません。農業用排水施設等に及ぼす影響もございません。以上の内容について、資料 37 ページのとおり、5 月 1 1 日に地元農業委員の〇〇委員と現場確認を行っております。許可の基準ですが、一時転用の場合、35 ページのとおり農地復元計画があり、その後農地へ確実に戻すことが認められる場合、許可ができるとされております。以上説明しましたので、よろしくご審議の上、許可下さいますようお願い致します。

議 長 　　ただ今、事務局の説明が終わりました。事務局の説明に関連して、当該委員の現地調査の結果及び補足説明をお願い致します。〇番〇〇委員

〇〇委員 　〇〇〇の自宅の近くにある県道に面した農地であります。現在は、苗専用の農地として使われているようであります。その道路に面した農地の角に携帯電話の機器、NTTの鉄骨なような大掛かりなものでなく、鉄柱を建てて、その機器を設置するようなものであるとお聞きしております。その工事に伴う農地転用ということで、何ら問題ないと思われまますので、ご審議のほどお願い申し上げます。

議 長 　　これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、当該委員の説明について、質問意見等ありましたらお願いいたします。格別ないようでしたら承認することに賛成する方の挙手を求めます。

委 員 　　全員挙手

議 長 　　挙手全員です。よって承認することに決定しました。続きまして、日程第 9 議案第 35 号「飯豊町農用地利用集積計画の承認について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

事 務 局 　　農地経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による、農用地利用集積計画について説明いたします。所有権移転 1 件、利用権設定 2 件、合計 3 件となっております。

1 番	賃 貸 人	〇〇〇	〇〇〇
	賃 借 人	〇〇〇	〇〇〇
	申 請 地	中字山崎 3295-1	
	地目地積	田 1 筆で 235 m ²	
2 番	賃 貸 人	〇〇〇	〇〇〇

	賃借人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	萩生字岡南 4297	
	地目地積	田 3 筆で 3,583 m ²	
3 番	賃貸人	〇〇〇	〇〇〇
	賃借人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	萩生字岡南 4297	
	地目地積	田 1 筆で 7,632 m ²	

すべて、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件、従業時間、従事日数等、すべてについて該当するものであります。ご承認下さいますようよろしくお願い致します。

議長 　　ただいま事務局からの説明が終わりました。事務局からの説明に関連して当該委員の現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。〇番〇〇委員

〇〇委員 　　1 番の案件ですが、だいぶ前は転作をしておったんですが、道路下の三角の田で、去年から〇〇〇が耕作しておったということで、この度の〇〇〇が、今まで自分でやっていたのを貸したということで、その 1 画だけは、〇〇〇の農地があったということで、その方に売買したようです。〇〇〇については、経営規模を増やししながら、畜産もやっておられます。特に問題はないと思いますので、ご審議のほどお願い申し上げます。

議長 　　他にございませんか。〇番〇〇委員

〇〇委員 　　1 番、2 番ともに新規になります。1 番の案件ですが、〇〇〇が一昨年お亡くなり、相続の〇〇〇は、昨年 1 年は人を頼みながら耕作をしていましたが、なかなか出来ないということで、中地区の△△△が隣の集落になります。△△△が借り受けるというであります。2 番の案件ですが、〇〇〇については、先ほど説明しましたが、お父さんが昨年お亡くなりになられて、同じ地区の人が耕作をしていますが、その方もなかなか高齢で出来なくなったということで、□□□で引き受けることになったようです。□□□については、その地区で一生懸命やっておられる方ですので、何ら問題ないと思われしますので、ご審議のほどお願い申し上げます。

議長 　　これより質疑に入ります。ただいまの事務局に説明について、質問、意見等ありましたらお願いいたします。格別ないようでしたら、賛成する方の挙手を求めます。

委員 　　全員挙手

議長 挙手全員で承認することに決定しました。以上で本日の議案は全て終了いたしました。第11回飯豊町農業委員会総会を終了いたします。ご苦労様でした。
(午前9時35分宣言した。)

以上、会議の顛末を記載し内容に相違ないことを認め、ここに署名する。

令和3年5月25日

議長 _____

署名委員 (3番) _____

署名委員 (4番) _____